

制定案例(13-02)

クラブ幹事を理事会のメンバーとするよう規定する件

提案者:〇〇〇〇ロータリークラブ

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する

第 10 条理事および役員

第4節一役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果(提案者による)

標準ロータリー・クラブ定款、第 10 条、第 4 節は、クラブ幹事が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよいと定めている。しかし、クラブ幹事はクラブの命綱ともいべき存在である。

クラブ会長、会長エレクト、副会長と同様、クラブ幹事も、義務的に理事会のメンバーとなるべきであると考ええる。

クラブ幹事は、会議記録を取り、議事録を作成する。クラブ幹事の役職は、会場監督の役職と同等であるとみなすことはできない。

クラブ幹事を義務的に理事会のメンバーとし、幹事が理事会に出席して会議の記録と議事録を作成してクラブ全体に報告できるよう、本改正を要請する。クラブ幹事が理事会メンバーとなることは、ほかのメンバーと同じく重要なことである。

RI 財務に与える影響

この提案の RI 財務に与える影響は無いと考える。